

## 第4 2期 令和8年度 事業計画

ここ数年の空調衛生工事の業況は、都市再生プロジェクト、データセンター、半導体工場、物流施設等の旺盛な民間設備投資に支えられ、総じて活況が続いています。一方で、人手不足の深刻化、労務費の上昇、資機材価格の高止まりに加え、働き方改革の進展などにより建築コストは上昇し、工期の長期化も大きな課題となっています。さらに近時は、大規模な再開発事業や工場建設計画の中止・先送りが相次ぎ、建設業全体の供給能力、とりわけ設備工事業の供給体制が問題視される状況となってきました。日空衛としては、こうした環境変化の下において、業界に対する社会的要請に的確に 대응していくため、新たな業界の中期ビジョン「日空衛2025」を基本に据え、「業界実践スローガン」に掲げる各項目の実現を目指し、以下に掲げる諸課題に対応しながら、諸般の事業を着実に推進してまいります。

第1に、令和6年6月に改正された建設業法等第三次担い手3法に対する対応についてです。同法は、令和7年12月に全面施行されたところであり、持続可能な建設業の実現を目指して、労働者の処遇改善、労務費へのしわ寄せの防止、働き方改革及び生産性向上を柱とする各種施策が講じられています。具体的には、令和6年12月から実施されている「おそれ情報」の通知制度や監理技術者の兼任制度に加え、新たに、労務費の適正な確保に向けた「労務費の基準」の作成・勧告、標準請負契約約款へのコミットメント条項の追加、建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の創設、公共工事における労務費ダンピング調査の実施など、実効性を高めるための多様な取組が開始されたところです。日空衛としては、これらの制度の趣旨及び内容について会員への周知を図るとともに、施工現場や契約実務における具体的な活用を促進し、業界全体として制度の定着と実効性の確保を図っていく必要があります。

第2に、働き方改革の推進及び生産性の向上についてです。日空衛では、令和7年3月に「働き方改革の推進に関する行動計画（第2版）」を策定し、時間外労働の上限規制適用後を見据え、時間外労働等についての新たな数値目標を設定するとともに、長時間労働の是正、施工現場の週休二日制及び土日閉所の拡大・定着に向けた取組を進めてまいりました。その後、政府において建設業における労働生産性向上の数値目標が示されたこと等を踏まえ、本年1月には「働き方改革の推進に関する行動計画（第3版）」を策定し、有給休暇取得率及び労働生産性の向上に関する数値目標を新たに追加したところでありま

す。今後は、この計画の推進により、空調衛生工事業における「新4K」の実現を目指し、担い手の確保・育成を一層進めていく必要があります。

また、生産性の向上については、近年、様々な産業分野においてA Iの活用が急速に進展しています。政府においても、昨年末に「人工知能基本計画」が閣議決定され、適切なリスク対応を前提としつつ、A I技術の積極的な利活用を推進する方針が示されました。一方、令和7年度の企業会員実態調査によれば、会員企業におけるA Iの活用は大手企業が中心であり、その内容も議事録の作成や文書の要約等にとどまっているのが現状です。今後は、B I Mの更なる普及とともに、生成A Iをはじめとするデジタル技術の一層の活用を通じて、生産性向上に繋げていくことが求められます。

さらに、政府では、より生産性の高い柔軟な働き方を推進する観点から、働き方改革関連法の施行後5年を踏まえた総点検が進められており、こうした動向についても的確に対応していく必要があります。

第3に、サプライチェーン全体を通じた取引の適正化についてです。政府では、物価上昇に負けない持続的な賃上げの実現に向け、適切な価格転嫁を促進するため、本年1月に施行された「中小受託取引適正化法（取適法）」の制定をはじめ、労務費転嫁指針の改定、価格交渉促進月間の設定など、様々な施策を総合的に進めています。こうした施策は、サプライチェーンの最前線を担う中小事業者や技能者にまで適正な労務費が行き渡る環境を整備するものであり、とりわけ建設業の元請下請間における取引関係の透明性及び公平性の確保が重要となっています。このため、日空衛においても、「空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁のための自主行動計画」を策定し、今後は本計画に基づき、会員企業と施主・総合建設会社、協力会社等との対等なパートナーとして協力関係を構築し、適正な価格交渉と契約の実践を推進していく必要があります。

第4に、カーボンニュートラルの実現に対する貢献についてです。令和7年の夏は、各地で猛暑日の記録が更新されるなど、3年連続で記録的な暑さが続いたほか、風水害の激甚化や山林火災の大規模化など、気候変動の影響が顕在化しています。こうした中、気候変動対策を巡っては、国際的には、アメリカのパリ協定からの再離脱により停滞感が見られるものの、我が国においては、令和7年2月に「地球温暖化対策計画」が改定され、2050年ネットゼロの実現に向けた野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指しています。また、

同年4月からは、全ての新築建築物に省エネ基準への適合が義務付けられるなど、着実に取組が進められています。さらに国土交通省では、これらの施策を一層推進するため、建築物のライフサイクルカーボン（LCCO<sub>2</sub>）の削減に向けた評価・表示制度の構築に関する検討を進めています。日空衛としては、令和6年4月に策定した「空調衛生工事業のカーボンニュートラル行動計画」及び令和7年3月に策定した「カーボンニュートラルロードマップ2030」に基づき、空調衛生設備を担う業界としての責任と役割を明確にし、カーボンニュートラルの実現に向けた先導的役割を果たせるよう会員企業の取組を一層加速させていく必要があります。

第5に、空調衛生工事業の担い手の確保についてです。我が国の生産年齢人口は2050年までに約3割減少すると見込まれており、人材獲得をめぐる他産業との競争は今後ますます激化することが予想されます。外国人材についても、諸外国との間で熾烈な獲得競争に直面しています。こうした中、今後も建設需要が堅調に推移するとすれば、空調衛生工事業において供給力不足を招くことのないよう、これまで以上に担い手の確保に取り組んでいく必要があります。近年、ロボティクス技術は目覚ましい発展を遂げていますが、GPSが利用できない建築工事への本格的な活用は依然として研究・検証段階にとどまっているのが実情です。そのため当面は、生産性の向上や省力化の推進と併せて、働き方改革を着実に進め、建設技能者の処遇改善を図っていくことが不可欠です。また、近年は設備工事業における需給のひっ迫を背景に、いわゆるサブコンの重要性に対する認識が高まりつつあります。今後は、こうした動向を業界全体へと広げていくため、空調衛生工事業の社会的意義や魅力を積極的に発信するなど、戦略的なイメージアップの取組を進めていく必要があります。

## 1. 重点方針

令和8年度は第42期の2年度目です。前年度に引き続き、持続可能な社会への貢献、魅力ある空調衛生工事業の実現に向け、以下の重点方針の下、上記の業界を取り巻く諸課題に対応しつつ、活動の具体化を進めます。

- ① 「空調衛生工事業のカーボンニュートラル行動計画」及び「カーボンニュートラルロードマップ2030」に基づき、会員企業の取組を支援します。また、2027年度からの高GWP冷媒への規制強化に対する取組を進めます。
- ② 「働き方改革の推進に関する行動計画（第3版）」に基づき、会員企業の長時間労働の是正、週休二日・施工現場の土日閉所の推進、有給休暇の取得促進、適正工期の確保、生産性の向上・業務の効率化、施工現場の省力化等の取組を支援するとともに、取組状況をフォローアップします。
- ③ 会員企業における多様な人材の確保、活躍の促進を図るとともに、会員企

業の社会貢献活動への取組の積極的な情報発信により、空調衛生工事業のイメージアップを図ります。また、「日空衛人材ビジョン」の見直しについて検討します。

- ④ 「B I M実装社会に向けての提言」を踏まえ、会員企業におけるB I Mの普及・活用に取り組みます。また、適切なリスク対応を前提としたA Iの活用について検討を進めます。
- ⑤ 第三次担い手3法の全面施行による諸制度の周知、利用の拡大・定着を図ります。
- ⑥ 「空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁のための自主行動計画」に基づき、会員企業の取組を支援するとともに、取組状況をフォローアップします。
- ⑦ 直接（分離）発注等の適切な発注方式の促進を図ります。
- ⑧ 会員企業のコンプライアンスの徹底、人権への配慮に努め、D E & Iの浸透を図ることにより、空調衛生工事業としての社会的責任を果たしていきます。
- ⑨ 配管、ダクト職種における登録基幹技能者講習を実施するとともに、建設キャリアアップシステム（C C U S）の活用を進め、空調衛生工事に関連する建設技能者の確保・育成に努めます。
- ⑩ 震災や異常気象による風水害等の大規模災害に対し、地方公共団体等との防災協定に基づき、業界を挙げて、災害発生後の復旧・復興に取り組みます。また、会員企業の事業継続計画（B C P）の策定・見直しについて支援します。

## 2. 企画総務部門

- (1) 協会の運営及び事業活動全般について、社会経済情勢の変化、諸制度の見直しに速やかに対応できるよう情報収集に努めるとともに、事業活動の活発化、協会運営の効率化を図ります。
- (2) 独占禁止法遵守マニュアルや独占禁止法遵守カードの活用、コンプライアンスに関する講習会の開催等会員のコンプライアンスの徹底を図るため、「コンプライアンスの徹底に向けた行動宣言」に基づく取組を実施します。また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の周知等会員企業の人権への配慮を促進します。
- (3) 「直接発注のすすめ」のパンフレットを活用した公共工事の発注者への要請活動を展開し、直接（分離）発注方式等適切な発注方式の促進に努めます。また、空調衛生工事業の実態を踏まえた建設業法の許可業種区分（「機械設備一式工事」または「空調衛生工事」）の実現に取り組みます。

- (4) 全面的に改良したホームページをはじめ、機関誌「空衛」やメールマガジン等を活用し、会員に対する様々な情報提供に努めます。併せて、会員の社会貢献活動の取組状況に関する調査を実施し、その結果に基づく積極的な情報発信を通じて、空調衛生工事業のイメージ向上に取り組みます。
- (5) 企業会員実態調査の結果を踏まえ、中小会員企業に特有の課題、問題意識について、地方活性化委員会、支部会議等を通じて情報共有を図るとともに、全国会議の開催を通じて、会員間、賛助員との交流を推進します。
- (6) 団体会員の人材確保等に向けた取組に対する助成を行うほか、全国事務局代表者会議において団体会員の取組の情報共有を図ります。また、会員企業における特定技能外国人の適正な受入れを推進します。
- (7) 協会の運営及び事業活動に資する企業会員実態調査について、昨年度の成果を踏まえて内容の見直しを行うとともに、新たに顕在化した課題にも対応できるよう実施します。
- (8) 会員企業の技術者、技能者の技術力、施工能力の向上を図るため、各種マニュアル、ガイドブックの策定、改訂を進めます。

### 3. 経営部門

- (1) 業界に対する課題を適時、的確に検討するとともに、国等の施策が業界の実情を反映したものとなるよう各省庁等からの調査、ヒアリングの要請に対応します。
- (2) 「働き方改革の推進に関する行動計画（第3版）」に基づき、企業会員の取組状況のフォローアップ調査を実施し、働き方改革の進捗状況について会員間の情報共有を図ります。また、柔軟な働き方に向けた国の検討状況についての情報収集を進めます。さらに、関係団体と連携して、適正な工期の確保、特に、試運転調整の期間の確保に努めるほか、施工現場の4週8閉所・土日一斉閉所の拡大・定着に向けた取組を推進します。
- (3) 会員企業の生産性の向上、省力化の取組事例について、ホームページのウェビナー等による情報共有を図ります。
- (4) 建設キャリアアップシステム（CCUS）について、令和8年度における日空衛の推進方策を策定し、更なる普及拡大を図ります。また、CCUS運営協議会の活動等を通じて、次期システムの調達に協力します。
- (5) 第三次担い手3法の全面施行により導入された諸制度の趣旨及び内容の会員企業への周知を図るとともに、取組状況についてフォローします。
- (6) 「空調衛生工事業における労務費等の適切な価格転嫁のための自主行動計画」の会員企業への周知を図るとともに、取組状況についてフォローします。

- (7) 第三次担い手3法（建設業法、入契法、品確法）の全面施行を踏まえ、新たな入札・契約制度への対応について会員企業の取組を把握・整理し、実務上の課題等について検討します。
- (8) 既存建築物のZEB化を確実に実現するため、効果的な推進方策等の検討を力強く進めるとともに、「ZEB事例リスト」の充実・活用を図ります。
- (9) 中小の会員企業を含むBIMの普及を図るため、「活用事例」、「実行計画（BEP）」、「教育・資格関連」、「国交省BIM推進事業対応」の四つのWG活動を通じて、関係団体との情報交換及び海外のBIM活用事例状況等の調査を進め、生産性の向上を目指します。また、「BIM実装社会に向けての提言」を踏まえた適正な設計業務期間及び報酬について、設計業務の委託者側の理解促進を図り、BIMデータの更なる有効活用に向けた取組を推進します。
- (10) 情報セキュリティ等への適切な対応を前提に会員企業におけるAIの活用を含む建設DXの促進方策及び現場事務所の環境改善策について検討します。
- (11) 適正な労務費の確保、行き渡りを図るため、標準見積書の策定について検討するとともに、労務費等の内訳を明示した見積りの普及を進めます。また、国土交通省の歩掛り調査への協力、積算基準に対する要望提案等を行います。

#### 4. 技術部門

- (1) 空調衛生工事業におけるCO<sub>2</sub>のサプライチェーン排出量の推計方法の検討を進めるとともに、国土交通省のLCCO<sub>2</sub>の評価・届出制度の検討に対応します。また、フロンの再生・再利用の推進方策の検討と併せて、高GWP冷媒への規制強化への対応について検討を進めます。
- (2) 施工現場の省力化、オフサイト化等現場業務の生産性向上に資する技術資料を作成し、会員企業への周知を図ります。
- (3) 国土交通省の令和9年版「建築設備計画基準」、「建築設備設計基準」並びに令和10年版「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築設備工事標準図」の制定作業に対応します。
- (4) 空調衛生工事に関する最新の技術やデータを収集し、「空衛工事便覧手帳」（電子版付）の改訂版を編集します。

#### 5. 業務部門

- (1) 団体会員の人材確保に向けた取組等に対する助成を行います。また、企業会員の実態調査を踏まえた「日空衛人材ビジョン」の見直しについて検討

します。

- (2) 登録基幹技能者の講習実施機関として、関係団体と協力して、配管・ダクト職種の登録講習を実施するとともに、修了証更新の円滑な実施を図ります。また、当六基幹技能者制度推進協議会の活動に積極的に参加する等登録基幹技能者を活用した施工体制の確立を目指し、登録基幹技能者が施工現場で活躍し、技能者の目標となるよう努めます。
- (3) 空調衛生工事業のものづくりを支える技能者の能力向上策として、技能検定、第 64 回の技能五輪全国大会（愛知県）等の技能競技大会について、関係団体と協力して支援します。
- (4) 空調衛生工事の施工現場の安全衛生の向上に資する取組を推進するとともに、建設技能者の処遇改善を図るための取組を検討します。